



奈半利中学校



奈半利小学校



加領郷小学校



奈半利幼稚園

入学 おめでとうございます!!

話
題

- 新しく赴任された方々のご紹介
- 町のニュース
- 議会だより Vol.131
- ヘルスメイト
- 中学校だより ほか

● 人口 / 3,534 人
男 / 1,631 人
女 / 1,903 人
世帯数 / 1,786 戸

平成25年4月30日現在



新任ご挨拶

★よろしくお願いたしました

加領郷小学校



校長
樋口 隆徳

4月1日より加領郷小学校でお世話になります樋口です。奈半利町の学校教育に貢献し、子どもたちの健やかな成長の手助けができるよう頑張りますので、地域の皆さまどうぞよろしくお願致します。



学習指導員
寺内 陽香

私は室戸市出身です。これまでは中学校で英語を教えていました。小学校は初めてなのでわからないことがたくさんあると思いますが、加領郷小学校のみなさんと楽しく過ごしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

奈半利小学校



教頭
黒瀬 雅彦

はじめまして、この春の異動で安芸市井ノ口小学校から転任してまいりました黒瀬雅彦です。

自然豊かで、歴史と文化に育まれた奈半利町。その将来を担う奈半利小学校の子どもたちは、素直で明るく、何事にも一生懸命に取り組むことができます。子どもたち一人ひとりが持っているよさが十分に発揮できるように、早く地域に慣れ、学校・家庭・地域の方々とつながりを大切にし、子どもたちを育てていきたいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。



6年生担任
細川 憲作

はじめまして。この春の異動で

北川小学校から赴任してまいりました。細川憲作です。

さて、体育館での新任式学級担任発表時の「どんな先生だろう」と、プリプリしたほっぺたのかわいい子どもたちが、キラキラしたまなざしで前を見ている顔が焼き付いています。この子どもたちの目の輝き、心の純粋さに負けないように、子どもたちに寄り添い一生懸命がんばります。



4年生担任
本山 進

どうぞよろしくお願いたします。

春の異動で奈半利小学校に赴任してきました、本山進です。この学校に来たとき、まず最初に目に入ったのが、生き生きしている子どもたちの目でした。それは、いろんなことに興味があり、どんなものも吸収しようとする目でした。関心があれば、意欲的にもなれますし、できないことができるようになるれば、そこから更に喜びも感じることが出来ます。子どもたちに出会ったときに「この子たちは絶対に伸びると確信しました。この学校で共に過ごすと、自分も4年生も同

奈半利中学校



校長
仙頭 浩

じ歩幅で歩き、同じ景色を見て共感できればと思っています。この1年間では良い時もあれば、そうでない時もあると思います。それでも一緒に笑い合える、そんな学級を築いていければ本当に幸せだと思います。どうぞみなさん、よろしくお願いたします。

このたびの人事異動により、再び奈半利中学校でお世話になることになりました仙頭浩です。奈半利中学校では、平成5年から11年間勤務をさせていただきました。校舎や校庭は、ほぼ以前のままであり、廊下に掛けられている卒業写真や部活動の写真を見ると懐かしい思いでいっぱいです。まるで時間が戻ったような錯覚に陥っていました。偶然出会ったたり訪ねてきてくれた卒業生は立派な成人となっていて、頼もしく感じたり、ああ自分も年をとったのだなあという現実にも複雑な思っています。



2年生担任
谷井 慎二

今年も光もとめて72人、伝統ある奈半利中学校の新たな歴史を築くために団結一致突き進んでいきますので、ご協力ご支援をよろしくお願いたします。



1年生副担任
阿部 良助

春の異動により、香美市立鏡

この春の異動で香南市夜須中学校から着任しました谷井慎二です。奈半利中学校は以前お世話になったことがあり、15年ぶりの再着任です。2年生の担任となり、28人と出会いました。1・3年生とは保健体育の授業や部活動行事等で精いっぱい関わっていきたく思います。自分の持てる力を発揮し、頑張っていきますので保護者の皆様地域の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

役場

まだまだこれから勉強すべきこと、皆様からご助力いただくこと等々あるうかと思ひます。よろしくお願いいたします。



総務課
萩原 基弘

皆様はじめまして。本年4月より新規採用となりました萩原基弘と申します。交通安全、統計等を担当しております。

高校を卒業してから10年近く奈半利を離れておりましたが、今の自分の感性や人間性を育ててくれた故郷に帰って来ることができ、また、故郷のために働くことができることを大変嬉しく思っております。

高校を卒業してからは大阪に住んでいました。便利なことも多かったですが、地域の結びつきを感じることはほぼ無かったです。奈半利に帰ってきて2カ月あまり経ちますが、人の温かさに触れることが非常に多いです。今回新規採用の3人、またたくさんの先輩方と共にこの温かい奈半利町を盛り上げていくべく精進してまいります。多々ご迷惑をお掛けすることもあるかと思ひますが、今後ともよろしくお願いいたします。

や学校事務などを担当しています。

今年の4月まで総務課の方で臨時職員として働いていたので、仕事のやり方などなんとなく分かったつもりでした。しかし、いざ正職員として働いてみるとまだまだ分からないことが多く、勉強になることばかりです。今は分からないことが多くて迷惑をおかけすると思いますが、自分が生まれ育ったこの奈半利町のため、住民の方々のために、精いっぱい頑張ります。そして、1日でも早く住民の皆様へ信頼される職員になりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



総務課
笹岡亜樹雄

平成25年4月より奈半利町役場でお世話になることになりました笹岡亜樹雄と申します。

現在総務課で税務関連を担当しております。役場に入りますぐの窓口におりますので、ぜひお気軽にお声をおかけください。

昨年までは一般企業に勤務していたためその時に培った知識経験を活かして早く業務を習得し、地域住民の方々にお役に立てるように努めてまいります。



住民福祉課
弘田 二紀

4月から奈半利町役場住民福祉課に配属になりました。弘田二紀と申します。職務は、住民基本台帳や児童手当などを担当しています。

役場での仕事は初めての作業ばかりなので分からないことが多く、周りに色々とお迷惑を掛けておりますが、1日でも早く仕事を覚えて地域住民の方々、また、私の地元である奈半利町の活性化のために汗水流して頑張りたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。



教育委員会
濱内 結

4月から奈半利町教育委員会に勤めさせていただきますことになりました。濱内結です。

私は、教育委員会で奨学資金



養護教諭
白石 直子

北川中学校から異動してきました養護教諭の白石直子です。

出身は北川なので、かなり昔、中学校時代に奈半利中で開催された陸上大会に参加したのを覚えています。米ヶ岡や珊瑚礁のことは、よく耳にしておりましたが、体験したことはなかったので、これから楽しみです。

成長発達が著しく多感で思春期真っ只中の子どもさんたちが安全で健康な学校生活を送ることができるよう、保健室として精いっぱい頑張りたいと思ひます。よろしくお願いいたします。



研修指導員
小松 洋子

初めまして。今年、芸西中学校から変わってきました。奈半利町での勤務は初めてなので、いろいろな方に助けていただきながら頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。



学習指導員
武村 竜矢

野中学校より転任してきました阿部良助です。講師の時、佐喜浜中で半年お世話になりましたが、採用以来28年間ずっと香美香南の学校で勤務をしておりますので安芸地区は本場に久しぶりになります。わからないことが多く戸惑いながらも新1年生といっしょに頑張っています。

担当教科は社会と技術で部活動はバスケットボール部を担当することになりました。どうかよろしくお願いいたします。

奈半利中学校で2年目になります。武村竜矢と申します。今年、1年生の国社理英の支援員を担当させていただきます。



平成24年度ノルディックウォーキング教室開催

平成25年3月17日(日)、ヒロマツスポーツさんから講師をお招きして、昨年度に引き続きノルディックウォーキング教室を開催しました。当日は晴天に恵まれ、初めて参加される方、普段からノルディックポールを使用してウォーキングを行っておられる方など、合計21人が参加をして汗を流しました。

はじめに講師からノルディックウォーキングについての説明、効能、歴史などをお話いただき、その後実際に一人ひとりがポールを持ってウォーキング練習を行い、最後にはふるさと海岸を往復して教室が終了となりました。短い時間での教室でしたが、参加者からは「もうヘトヘト」、「腕が疲れた」などの声が聞こえていたので、ノルディックウォーキングの効果の高さを十分に実感していただけだと思います。

運動能力を問わずに誰もが行うことができ、正しいフォームさえ身につければ気軽に全身運動が行えるので、初めての方も気軽に始められるといった点もあり、現在注目されているスポーツの一つとなっています。現在ウォーキングを行っておられる方、興味のある方はぜひノルディックウォーキングを始めてみてはいかがでしょうか。



町内バドミントン大会開催

平成25年3月28日(木)、奈半利小学校体育館において、平成24年度奈半利町バドミントン大会が開催されました。今回はバドミントン部員以外にも、中学生や一般の方などの参加も多数みられ、お互い手の内を知り尽くした日ごろの練習仲間との真剣勝負、中学生も大人たちには負けたくない気持ちで強く表れていて、大変な盛り上がりの中で皆楽しく汗を流しました。また閉会式では、上村部長から参加賞として全員に花がプレゼントされ、最後まで会場の熱気が冷めることなく大会に幕を閉じました。

なお平成25年度は奈半利中学校体育館で毎週月曜日と木曜日の午後8時から練習を行っていますので、バドミントンに興味のある方、これから始めようかなという方はぜひお越しください。

☆大会結果☆



- 1部 優勝 野口、弘末、ペア
準優勝 川竹、山崎、ペア
3位 上村、笹原、ペア
- 2部 優勝 戸梶、久武、ペア
準優勝 天野、大北、ペア
3位 大井、畠中、ペア

福祉センターからのお知らせ

奈半利町立福祉センターでは今年度も「民踊教室」「洋裁リフォーム教室」「着付け・組み紐教室」を行っています。時間は、「民踊教室」「着付け組み紐教室」は午前9時から、「洋裁リフォーム教室」は午後1時30分からとなっております。講師の指導を仰ぎながら和気あいあいと行っております。

また、65歳以上の通所できる方を対象に、楽しくいきいきと過ごせるようにと、「ミニデイサービス」も行っており、いきいき百歳体操、陶芸や紙粘土、野外活動などを行っています。興味のある方は、ぜひ、奈半利町立福祉センター(☎38-4204)までお気軽にお問い合わせください。



着付け教室での講師による指導風景

国民年金の お知らせ

平成25年度の 国民年金保険料後納額及び追納額

国民年金保険料の後納制度が平成24年10月にスタートして半年が経過しました。後納保険料を納付する場合や保険料の納付が免除または猶予されている期間を追納する場合の保険料額は、当時の保険料額に加算額を含めた額となり、毎年度政令で定められます。

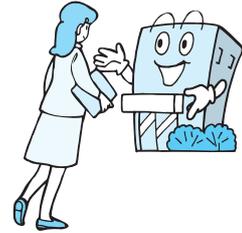
後納制度を利用せず保険料を未納のままにしたり、保険料の納付が免除または猶予されている期間について追納しない場合は、将来受け取る年金額が保険料を全額納付したときに比べて少なくなります。

これらの期間については、本人の申し出により10年以内であれば、あとから保険料を納めることにより年金額を増やすことができます。

(例：平成15年4月分は平成25年4月まで)

後納及び免除期間等を追納する場合は、それぞれ先に経過した月から順に納めなければなりません。

ただし、免除期間等を追納する場合、免除期間が猶予及び学生納付特例の期間よりも前にあるときは、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。



平成25年度における保険料額については、次のとおりです。

元本年度	後納全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成15年度	14,860	—	7,430	—
平成16年度	14,640	—	7,320	—
平成17年度	14,690	—	7,350	—
平成18年度	14,750	11,050	7,370	3,680
平成19年度	14,780	11,080	7,390	3,690
平成20年度	14,890	11,170	7,440	3,720
平成21年度	14,970	11,220	7,480	3,740
平成22年度	15,240	11,420	7,620	3,800

(注) 老齢基礎年金を受給されている方は、後納保険料を納付及び追納することはできません。

くらしの悩み話してみませんか？

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、地域住民の皆さんが、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や市役所などの公共施設等において、家庭や職場、地域社会などにおける差別・セクハラ・DV・いじめ等における人権問題に関するあらゆる相談を受けています。一人で悩まずお気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、現在、高知県内では約180人の人権擁護委員が、各地域で活動しています。

あなたの町の人権擁護委員は、次の方々です。

■ 中島 泰顕 ■ ● 伊藤 智 ■ ● 濱中 芳久 ■

「全国共通人権相談ダイヤル みんなの人権110番」

- ① 時 間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ② 電話番号 (ナビダイヤル)0570-003-110
※PHS・一部のIP電話からはご利用できない場合があります。
- ③ 取扱内容 差別待遇、暴行・虐待、セクハラ・パワハラ、いじめ・体罰、名誉毀損・プライバシー侵害等
人権問題に関するあらゆる相談
- ④ そ の 他 相談は無料、秘密は厳守。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。



新規就農者への支援



「人と農地の問題」の解決に向けて、農業を始めたい方や新たに農業を始めたいと考えている皆さんを支援します。

自ら独立して農業を開始する方

【給付額】
150万円/年
(最長5年間)

青年就農給付金（経営開始型）

農業を始めて間もない時期に給付金を給付します。

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方（※1）

- ①原則として45歳未満で独立・自営就農する方（※2）
- ②就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている方（見込みも可）
- ③就農後の所得（本給付金以外）が250万円未満の方
- ④就農5年後に農業で生計が成り立つ実現可能な経営開始計画を作成する。
- ⑤生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。

※1：農家子弟の方でも、

- ア 親とは別の経営をする場合
- イ 親の経営から部門を独立させる場合
- ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合は、その時点から給付対象となります。

※2：独立・自営就農とは、以下の要件を満たすものです。

- ・農地の所有権または利用権を給付対象者が有しており、原則として給付対象者の所有と親族以外からの貸借が主である。
- ・主要な機械、施設を給付対象者が所有または借りている。
- ・生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷、取引する。
- ・給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

就農のための研修を行う方

【給付額】
180万円以内/年
(最長2年間)

高知県新規就農研修支援事業（青年就農給付金（準備型））

農業技術の研修中に給付金を給付します。

県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を全て満たす方

- ①4月1日現在で15歳以上65歳未満の方
- ②研修機関等で概ね1年以上研修する方
- ③研修終了後1年以内県内に就農する方

農地集積への支援



「人と農地の問題」の解決に向けて、農地の集積を進めようとする皆さんを支援します。

【交付対象者】

土地利用型農業からの経営転換などをきっかけに「人・農地プラン」に位置づけられる中心経営体への農地集積に協力していただく

- ①土地利用型農業から経営転換する農業者
- ②リタイアする農業者
- ③農地の相続人

経営転換協力金

【貸付等を行う面積】	【交付単価】
0.5ha以下	:30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	:50万円/戸
2.0ha超	:70万円/戸

お問い合わせ先

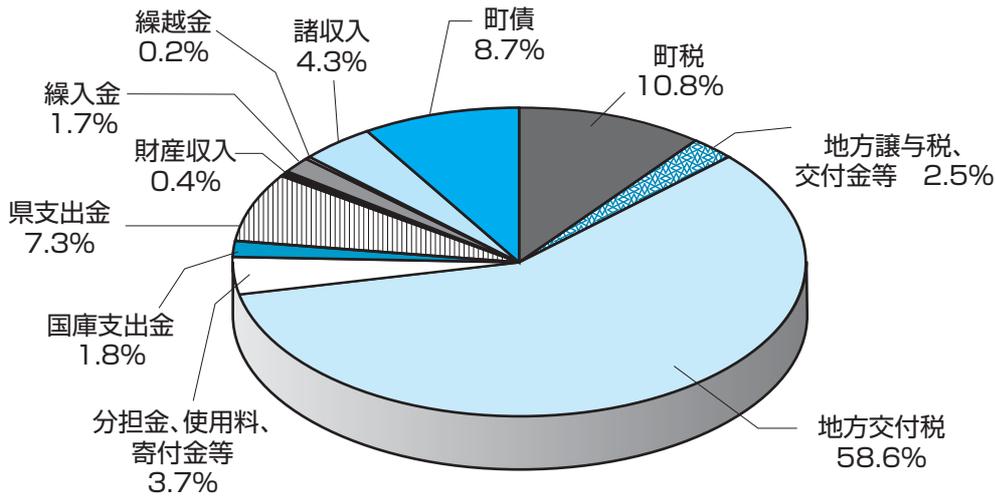
1. 奈半利町地域振興課 0887-38-8182
2. 安芸農業振興センター 0887-34-0138
3. 高知県農地・担い手対策課 088-821-4512

当初予算（平成25年度） 29億8千万円を可決！

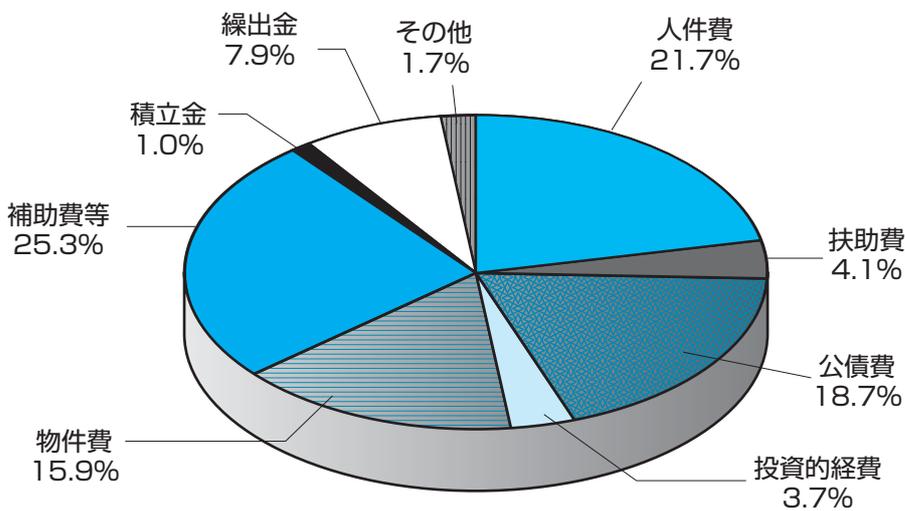
議会だより

VOL.131

平成25年度 歳入（21億8千8百万円）



平成25年度 歳出（21億8千8百万円）



会計別		予算額	前年度比	可否
一般会計		21億8,800万円	△9.0%	全員可
特別会計	国民健康保険	5億9,475万円	0.3%	全員可
	後期高齢者医療	5,580万円	5.3%	多数可
	簡易水道事業	1億3,315万円	4.0%	全員可
	漁業集落排水事業	1,070万円	△10.0%	全員可
合計		29億8,240万円	△6.5%	

主な行政報告(要旨)

○町営工事

農業体質強化基盤整備促進事業の宇川水路改修工事、佐古谷水路改修工事は、平成24年11月に発注し、平成25年1月に完成。芝崎水路改修工事は、平成24年12月に発注し、平成25年3月末の完成を目指している。

農地農業用施設災害復旧事業源助坂畑地災害復旧工事は、平成24年12月工事発注し、平成25年2月末に完成。

公共土木施設災害復旧事業竹ヶ谷川河川災害復旧工事は、平成24年12月工事発注し、平成25年2月末に完成。

社会資本整備総合交付金事業町道須川久礼岩線改良工事(2工区)は、平成24年12月に発注し、水稲作付けまでに水路部分の完成を目指し現在施工中であり、一部繰越施工となるが早期完成を目指している。

奈半利町漁業集落排水施設通報装置設置工事は、平成24年12

月5日に発注し、99万3千円の工事費で同月完成しました。

老朽化により使用不能となっていた通報装置が整備され、真空ポンプ設備と浄化槽設備の故障時における迅速な対応が可能となった。

本村簡易水道配水管布設替工事は、国道55号を挟み南北に工区を分け、平成24年6月7日に発注。平成25年1月に完成。国道南側の第1工区は、福祉センター付近を起点とし、奈半利小学校の西を終点とした延長810m、工事費35、963千円。国道北側の第2工区は、東町妙見線と大除法恩寺線の交差点付近を起点とし、横町の住吉神社付近を終点とした延長571m、工事費34、504千円。この事業は水道管布設替計画に基づき、震災対策として主要な配水管を耐震性のあるものに交換しているもので来年度以降も計画的に実施する予定。

○人・農地プラン作成事業

平成24年度から「人と農地の問題」を解決することを目的に地域農業のあり方をどうしていくかを明確にする「人農地プラン」の作成が進められている。この「人・農地プラン」の作成することにより青年就農者の定着支援の事業、農地の利用集積を促進する事業、スーパーL資金の金利負担軽減といった3つのメリットを得られるため、平成24年度には奈半利町平野部及び平花田地区において作成。平成25年度には、宇川地区、須川久



▲水道工事の完成検査をする職員

○戸別所得補償

平成24年度の戸別所得補償制度について、水田所有者300名を対象に制度加入を呼びかけ、126人の加入があった。取組面積及び交付金額は、全体で約6、580a、10、778千円となる見込みで、取組内容は、米の所得補償が約4、204aで4、632千円、水田活用所得補償の飼料用米への取り組みが約552aで4、35

中芸広域連合関係

○消防・救急業務

2千円、その他の作物への取り組みが約1、824aで1、795千円となる予定。平成25年度においても引き続き制度加入についての努力を行う。

消防庁舎建設については、鉄筋コンクリート3階建て地震、津波に対して十分な強度を持たせ、また、被災後も再生できるような構造として長寿命化を実現することとしている。被災時には防災拠点施設として緊急指令本部機能を維持できるよう重要諸室を3階以上に設置する計画となっている。

消防業務においては、本年度2月末現在の管内における火災は1件であり、昨年度同期に比べ7件の減少となつてはいるが火災予防の啓発については一層努力する。

救急業務においては、昨年度同期に比べ、出動件数で20件、搬送者数で23人減少しており、全般的に減少傾向となつている。また、搬送先の医療機関は、

管外医療機関への搬送が68・9%を占め、遠方への救急搬送が多くなっている。今後も心急手当等の普及啓発を行い救命率の向上を図っていく。

○介護保険

介護保険業務の運営状況については、認定者数836人、居室サービス利用者数429人、地域密着型サービス利用者数78人、施設サービス利用者数173人となっている。

給付状況は、月平均108、314千円で推移しており、対前年度比2・6%の増となっている。予防給付の業務については、11月末現在、要支援認定者数は165人で、うち介護予防支援計画作成件数は82件となっている。

今後、地域住民が安心して暮らせるよう、円滑な事業運営に努める。

○火葬場

火葬場業務については、供用開始以来、若干の増加傾向で推移している。利用件数は、2月末現在で246件であり、その内訳は、管内が187件、管外

が59件で、約24%が管外からの利用となっている。

今後も業務の特殊性に配慮した管理運営に努めていく。

○保健福祉

母子保健業務については、妊娠期に健康管理の支援を要する方が約半数いることや出産後の新生児期から子育てが困難な母親の増加など、妊娠期からの支援を必要とする方のため、助産師、保健師、発達相談支援事業所がチームによる支援体制をとっている。また、全ての子どもが発達と子育てを保障していくため、教育・保健・福祉の関係機関が連携を図ることで困難事例とされてきた要保護児童とその家族に対する支援体制ができたこと。特別支援教育を要する児童に対して就学前から支援を行うなど、これらの取り組みによる効果が徐々に表れてきた。

障害保健福祉業務については、障がい者計画および第3期障がい福祉計画に基づき実施し、また本年度の具体的な取り組みとして、当事者を含めた職場体験や、地域づくりサポート養成講座を実施しており、特に

20代の体験実習に取り組んでいく。

健康増進業務については、肝炎ウィルス陽性者の経過把握を定期的に行うこととしている。

○広域観光

広域的な観光業務については、中芸観光協議会の策定委員会で取り組まれてきた中芸観光ビジョンが完成し、現在配布中である。

また中芸観光開きイベント

『中芸観光スペシャルキャンペーン』《ほげな祭》は、盛況のうちに



▲多くの人で賑わった《ほげな祭》

終了し、約5,000人の来場者があった。今後は、《ほげな祭》の事業効果確認のため、これを引きついでに中芸地区に来訪された方の人数の調査を行い、観光資源の磨き上げの一つとして、ガイド研修会も予定している。

協議会の運営については、地域づくり支援課の協力を得ながら広域連合として積極的に連携を図っていく。

○全国健康福祉祭

高齢者福祉祭については、本年10月の本大会開催に向け、準備を行っているところであり、本大会の交流大会に付随する各種事業を競技団体や競技係会等で検討をしている。なお、パウ

ンドテニス交流大会に参加するチーム数、選手数は、意向調査によると開催要綱に記載した参加予定に比べ少ない状況であり、今後、競技団体、県実行委員会

と連携を図り、広報・啓発を行い事業に取り組んでいく。

◆ 条例

○奈半利町防災対策加速化基金
条例

地域の課題や特性に応じた防災対策を進め、災害に強い地域社会の実現の加速化を図るためのもの。
賛成者全員（可決）

○奈半利町公園の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

指定管理者が管理する会計年度をより明確にするためのもの。
賛成者全員（可決）

○地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正に伴い、育児を行う職員が一定期間、育児と

仕事の両立を可能とする「職員
の育児短時間勤務」制度の導入
により「職員の育児休業等に関
する条例」等、関係条例の一部
を改正するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町国民健康保険税条例 の一部を改正する条例

社会保険等に加入していた被
保険者が後期高齢者医療制度に
移行することに伴いその被扶養
者が国保に加入した際、保険税
の賦課軽減措置があり、当分の
間これを継続するため条例附則
の一部を改正するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町準用河川に設ける河 川管理施設等の構造の技術的 基準に関する条例

「地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する
法律」により河川法の一部が改
正され、町が管理する準用河川
の構造の技術基準について、条
例で定めるもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町における高齢者、障 害者等の移動等の円滑化のた めに必要な町道の構造の基準 に関する条例

「地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する
法律」により高齢者、障害者等
の移動等の円滑化の促進に関す
る法律の一部が改正され、高齢
者、障害者等の移動等の円滑化
の促進に係る特定道路の構造基
準について条例で定めるもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町における高齢者、障 害者等の移動等の円滑化のた めに必要な特定公園施設の設 置の基準に関する条例

「地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する
法律」により高齢者、障害者等
の移動等の円滑化の促進に関す
る法律の一部が改正され、高齢者
、障害者等の移動等の円滑化の促
進に係る特定公園施設の設置の
基準について条例で定めるもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町簡易水道事業に係る 布設工事監督者及び水道技術 管理者に関する条例

水道法の一部改正によりこれ
まで水道法において規定されて
いた基準等の一部を町の条例事
項化するもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町道路の構造の技術的 基準及び道路に設ける道路標 識の寸法を定める条例

「地域の自主性及び自立性を
高めるための改革の推進を図る
ための関係法律の整備に関する
法律」により道路法の一部が改
正され、町が管理する道路の構
造の技術基準及び道路に設ける
道路標識の寸法について、条例
で定めるもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町営住宅及び共同施 設の整備基準に関する条例

地域主権改革一括法施行に伴
う公営住宅法の改正により、公

営住宅法に基づき政令で定めら
れていた公営住宅及び共同施設
の整備基準を条例で定めるもの。

賛成者全員（可決）

○奈半利町福祉医療費助成に関 する条例の一部を改正する条例

「地域社会における共生の実
現に向けて新たな障害保健福祉
施策を講ずるための関係法律の
整備に関する法律」の施行によ
り、「障害者自立支援法」が「障
害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律」
に改正されることに伴い、奈半
利町福祉医療費助成に関する条
例の一部を改正するもの。

賛成者全員（可決）

◆規約の変更

○中芸広域連合規約の一部を 変更する規約

障害者自立支援法の題名が改
正されること及び、知事が行っ
ていた養育医療・育成医療の給
付に関する事務を町村が行っ
たことになったこと等当該事務を

域連合において実施するよう連
合規約の変更を行うもの。

賛成者全員（可決）

○こうち人づくり広域連合規約 の一部変更に関する議案中芸 広域連合規約の一部を変更す る規約

こうち人づくり広域連合広域
計画が改定されたことに伴い、
広域連合の処理する事務等に
変更が生じることから、所要の規
約変更を行うもの。

賛成者全員（可決）

◆補正予算

○一般会計

1、875万円追加（総額20
億436万円）

○簡易水道事業特別会計

335万円減額（総額1億2、
018万円）

○後期高齢者医療特別会計

191万円追加（総額5、8
65万円）

○国民健康保険事業特別会計

1、202万円（総額6億1、
525万円）

賛成者全員（可決）

町道の舗装修繕と 水道事業の関連性は

適切な維持管理を行う／地域振興課長



一般
質問

いじょうにする

問 社会資本整備総合交付金は、平成22年度に創設され、政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、基幹的な社会資本整備事業や、関連するソフト事業を総合的・一体的に支援する制度であるが、その中で新規制度として、路面性状調査を実施していない町村については、ひび割れ率40%以上、轍(わだち)掘れ率40mm以上のいずれかに相当すると見込まれる箇所を支援対象として計上しつつ、路面性状調査に係る費用を効果促進事業として計上することとなっているが、当町としては、ひび割れ・轍(わだち)掘れのいずれかに相当すると目視して計上した路線名と、これからの水道事業との関連性について見解を伺う。

答 交付金事業等を活用して、補修を進め、適切な道路維持管理をしていく

細川地域振興課長

路面性状調査は、社会資本整備総合交付金の平成24年度補正から、新規制度の防災・安全交付金の地域における総合的な老朽化対策で実施する予定である。

道路施設(舗装)は時間とともに劣化が進行するものであり、安心・安全な道路交通を支えるために、劣化が進行した施設の維持管理の重要性が認識されてきている。

しかしながら、膨大な延長に及び道路舗装維持管理を維持するには、多くの費用を要し、従来どおり「悪くなつてから修繕する管理」を継続すると、今後、維持管理費が増大し、適切な維持管理ができなくなってくる。

定期的な点検を実施し、早期の変状や損傷箇所を発覚して、損傷が比較的小規模なうちに少ない予算で対策を行い、修繕や工事のコスト縮減を図っていきたい。

現在、町が管理する道路延長は約75km。道路は経済活動や町民の生活を支えるインフラ施設として重要な役割を担っている。平成24年度補正で要望している道路舗装調査を実施する予定の道路延長は約40kmで、町内主要道路(町道一級・二級及び大型車の交通が多い

道路や山間部の道路を調査する計画であり、具体的にどの路線をどれくらい調査するかは、今後各路線を目視による調査によって決定し、路面性状調査を実施したい。

また、水道事業を含む他工事との関連性については、当調査結果

を基に、損傷・劣化の状態を把握し、道路改良工事や水道管布設工事の時期などを総合的に判断して、補修時期を選定し、交付金事業等を活用して、補修を進め道路の安全性を向上させ、適切な道路維持管理をしていきたい。



▲水道管敷設工事のあと復旧された道路

高齢者の 認知症・無縁死孤独死対策は

認知症対策は重点的に取り組みたい／住民福祉課長



問 「認知症は2人の病者を生み出す」とよくいわれている。1人は患者自身、もう一人はその介護をする家族である。認知症に由来する不可解な言動は人によってさまざまな表れ方をし、介護する家族は、徐々に精も根も尽き果て、介護そのものに自信を失くしてしまふ場合がある。また、一方では、同様の病状であっても症状が起こる原因を介護者が理解していることで適切な対応ができ、上手に乗り切ることができるケースもあるといわれている。

当町においても認知症で大変ご苦労されている家族は多く見受けられ、患者や家族、その方々に携わる福祉関係職員も懸命に頑張っている。

しかし、当町の介護施設や認知症対策はまだ十分とはいえない。高齢者の中には家族もなく、単身で老い、孤独・貧困の中で生活を余儀なくされている方も多く、将来、無縁死による死者は3万2千人の時代が到来するといわれている。孤立死・無縁死に加え近く発生が心配される南海地震への対策も重要と考える。

① 認知症の方が入居できるグループホーム愛光園、その他既存の福

施設で充分か。

② 今年、認知症地域支援推進員を当町に配置できる事業、専門家による自立生活サポートを行うモデル事業、介護体験を語る講演会等を開催し、認知症の知識を広げる活動や事業を実施する考えは。

③ 独居高齢者の増加は著しく孤立死・孤独死、南海地震への備えも懸念材料となっている。「見守り」の仕組みづくりが強化されなければならぬと考えるが対策は。

認知症対策は重点的に 取り組みたい

答 竹崎住民福祉課長

① 認知症対策については、早い段階から適切な診断と対応、そして認知症に関する正しい知識と理解に基づき患者や家族の支援を通じて、地域において継続的な支援体制を確立することが必要とされている。

当町としても、認知症対策は重点的に取り組んでいかなければならないが、認知症の方が中芸地区で利用できる施設は、認知症対応型共同生活介護施設2カ所、認知症対応型介護施設1カ所である。

現在どの施設も入所待ちの待機

者が多数いるが高齢者の数は既にピークをむかえており、これから徐々に減少していくものと見込まれ、新たな施設整備は計画されていない。

そうした中でも安価に利用できる愛光園については、高齢者福祉のため、直営を守りたいとの考えは議会へもお示しのとおりであり、また、各種事業をうまく組み合わせ、認知症の方が住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援の方法を考えていきたい。

② 地域支援推進員自立生活サポ

ト事業や講演会の開催については、中芸広域で取り組むよう要請していきたい。また、地域支援推進員は、現在、地域包括支援センターや担当する介護支援専門員（ケアマネージャー）が認知症支援推進員の役割を担っており、今後、認知症の方が増えていけば、専門的知識を持った人材の育成も検討していきたい。

また、家族の介護負担の軽減が図られるよう、認知症のケアに関する研修会も予定しており、積極的な取り組みを実施していきたい。



▲施設の利用者。一方で待機者も…

③ 孤立死・孤独死をなくすためには、地域での見守りの仕組みづくりは重要であり、検討していきたい。近い将来発生が予想される南海地震対策については、安心安全に避難できるよう「災害時要援護者台帳」を整備し、緊急時の見守り体制を整え、住民が相互に協力し合う共助の仕組みづくりを重要課題として真剣に取り組んでいきたい。

いじめの問題・体罰についての認識は

早期、早期に対応に努める／教育長



問 いじめの問題は、全国調査で

深刻な状況になっている、いじめを把握するため児童生徒にアンケートなど実施しているが、陰湿、巧妙に行われる中で実態確認の難しいところもある、そして、いじめが原因で全国の警察に摘発補導された少年事件も増えている。

運動部活動における体罰、児童生徒に対する指導において体罰などが起こっている、そこで、いじめの問題、体罰についての認識を問う。

早期に発見し、早期に対応するように努める

答 竹崎教育長

いじめは、児童生徒が一定の間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの、いじめか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもので、いじめの起こった場所は、学校内外を問わないと定義づけされている、主ないじめの行為は、言葉による脅かし、冷やかし、からかい、持ち物隠し、仲間はずし、集団から

の疎外、たかり、強要、命令、パソコン・携帯電話での中傷などがあ

る。いじめは、学校生活における人間関係に起因するケースが大半で、日頃の児童生徒を見守る教職員の目が、いじめの予防、早期発見に極めて重要であると考えており、日頃の児童生徒の見守りの他、いじめに関するアンケート調査の実施、学級満足度調査の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、また教員のいじめについての研修を行い、早期に発見し、早期に対応するように努める。

体罰は、学校教育法第11条で校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒に懲戒を加えることができる、ただし、体罰を加えることはできないと定められている、体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定するのが困難である、体罰に当たるかどうかは、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、場所や時間、行為の内容などを総合的に考えて判断する、教員は児童生徒への指導に当たり、

いかなる場合でも、殴る、蹴るなど身体に対する侵害、正座、直立等特定の姿勢を長時間保持させる肉体的苦痛を与える懲戒をしてはならない。

学校は、日常的な指導の中で、児童生徒一人ひとりを把握し、気質などの理解を深め、教員と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細やかな指導を行うなど児童生徒指導の充実を図っていくことが大切である。

問 いじめを認知した時、また、体罰が起きたらどのように対処するか。

答 竹崎教育長

いじめが起こった時の対応は、軽度なものから命を落とすという重大なことまであるので、区分けし、一定の対応をするためにマニュアルを作成する必要があると考えている。

体罰は、日頃の学習活動、学校経営、学校行事、すべての学校生活

の中で、全児童生徒を対象にして指導を行っている、教職員全体として対応できるような体制をとっていくことが大事である。



▲運動会に向け練習に励む子どもたち

豪雨災害と事後処理は

道路管理者と対策の協議を／地域振興課長



問 近年全国各地で猛威を奮う「ゲリラ豪雨」は当地においても例にもれず、昨年7月12日当町で発生した豪雨では、樋ノ口地区の高規格道路と国道493号線との交差付近において、周辺道路はい

うまでもなく、周辺民家の床下にもまで雨水が押し寄せてきた。この豪雨により、付近の住民は大変危険に感じたとのことである。その豪雨から約8カ月を経過した現在までにおいて、奈半利町は、地域の住民や国道を管理する高知県に対してどのように対応してきたのか。

答 ②国道に面した民家の門扉周辺には無造作に積まれ、並べただけの土嚢(どこの)が現在も当時のままであるが、いつまでこのような状態が続くのか。
奈半利町として今後の対応策は。

道路管理者との対策協議を

答 細川地域振興課長

平成24年7月の県東部を襲った梅雨前線豪雨は、最大24時間雨量161・6mmを記録した。急峻な山に降った雨は平野部への到達時

間も早く、側溝等の水位が急激に上昇し道路が冠水したものと思われる。

この豪雨の後、地域の住民から状況等を確認し、道路管理者である安芸土木事務所職員と現地での対策の協議を行った。対策としては、路面排水を道路の片側だけではなく、両側へ分散するように対策を講じた。

また、民家の門扉周辺に、積まれていた土嚢については、住民等の要望により、現地に設置したままである。

今後は、施した対策について豪雨時に関係機関とパトロールを行いながら排水系統などを確認していきたい。

U字溝の洩水対策を

問 町内の農地は、本村、芝崎に

続き、久礼岩、須川地区においてもほ場整備が完了し、大型の農耕機による作業が容易となり作業効率を高めたことにより不耕作地対策としても一翼を担っている。

しかし、後に問題点や不具合が見られるようになった。その一つが水路の水漏れである。
完成後、何年も経たないうちに

用水路の漏水が発生。その都度、修繕も行ってきたが、いまだ完全な修復には至っていない。水田への水漏れは農作業へは大変な支障を来している。

原因は、U字溝の継ぎ目になるパッキンの磨耗にあると考えるがその改善は。

①U字溝を今後も使用するなら、強固なパッキンを使用できないか。
②U字溝方式でなく、従来のコンクリート三面張工法でできないか。

維持管理の強化を図る

答 細川地域振興課長

ほ場整備事業においては、既製品であるU字溝水路に粘着性のあるパッキンを装着し、それを接合することにより設置している。

漏水については、水路の目地部分の劣化に土砂が堆積、雑草等の生育による劣化部分の拡大が原因となっている。

現在、用水路の維持管理については、土地改良区等の活動により実施され、補修材等(コーキング)を用いて補修を行っている。



▲圃場整備により作業効率はあがったが…

止水材は、既製品の規格とセツトとなっており、強固なものに変更することができない。工法等の対策を調査研究しながら引き続き根気強く修繕を行っていきたい。

コンクリート三面張工法は、ほ場整備においては、施工コストが高く認められなかった。
今後、工事コスト縮減を図りつつ、現場の状況・施工単価・工期等を総合的に判断し、適切な工法で実施していきたい。また、維持管理については、利用者に支障を来さぬよう土地改良区等と連携を図りながら現状を把握をし、適切に行っていきたい。

平成25年第1回臨時議会 新体制決まる！

平成25年第1回臨時議会が5月10日に開催され、予算の専決処分の承認案件1件、条例案件3件を原案どおり承認、可決し、続いて議会組織の再編成が行われた。

◆組織再編

議長及び副議長の選挙に続き、各常任委員会、議会運営委員会の各委員が選任され、新体制が再編成された。

また、中芸広域連合議員補欠選挙も行われ2人の連合議員が選出された。

新議長となった安岡議長は就任あいさつで、当町には、将来起るであろう東南海・南海地震の震災対策、少子高齢化問題、一次産業の低迷、雇用問題など様々な難しい問題を抱えている。住民の皆様や町執行部と議論しつつも和を持って一つずつ取り組んでいきたいとの決意を表明した。

新組織の構成は、次のとおり。

議長



安岡 規雄 氏

副議長



山中 茂 氏

委員会

◎委員長
○副委員長

総務民生常任委員会

- ◎中川 和明
- 岩内 博
- 大西 洋三
- 前田 勝亀
- 安岡 規雄

地域振興常任委員会

- ◎森岡 昌敏
- 安岡 健
- 木下 清
- 竹内 哲夫
- 山中 茂

議会運営委員会

- ◎前田 勝亀
- 岩内 博
- 森岡 昌敏
- 中川 和明
- 山中 茂

中芸広域連合議員

- 山中 茂
- 中川 和明

◆承認

○一般会計補正予算第7号の専決処分の承認

5、586万円を追加し、歳入歳出予算の額をそれぞれ29億6、023万円と定めるもの。
賛成者全員（承認）

◆条例

○条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴う改正で町税の延滞金の計算方法、町民税の所得控除、税額控除等を改正するもの。
賛成者全員（可決）

○国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴う改正で特定世帯等に係る軽減措置の延長により国民健康保険加入者の負担を軽減するもの。
賛成者全員（可決）

○出産祝金支給条例の一部を改正する条例

「少子化対策として新生児の出生を祝い、活力ある町づくりの推進を図る」ことを目的に子育て支援をより手厚くするために改正するもの。
賛成者全員（可決）

ご自宅の耐震大丈夫ですか？

本年5月に高知県から公表されました南海トラフ巨大地震(最大クラスの地震と津波)発生による本町の被害想定(死者数最大ケース)では、660人の人的被害(死者数)が公表されました。

また、**町内全戸の住宅の耐震化や津波避難対策等の整備が完了した場合、人的被害は90人までに減少することも併せて公表されております。**

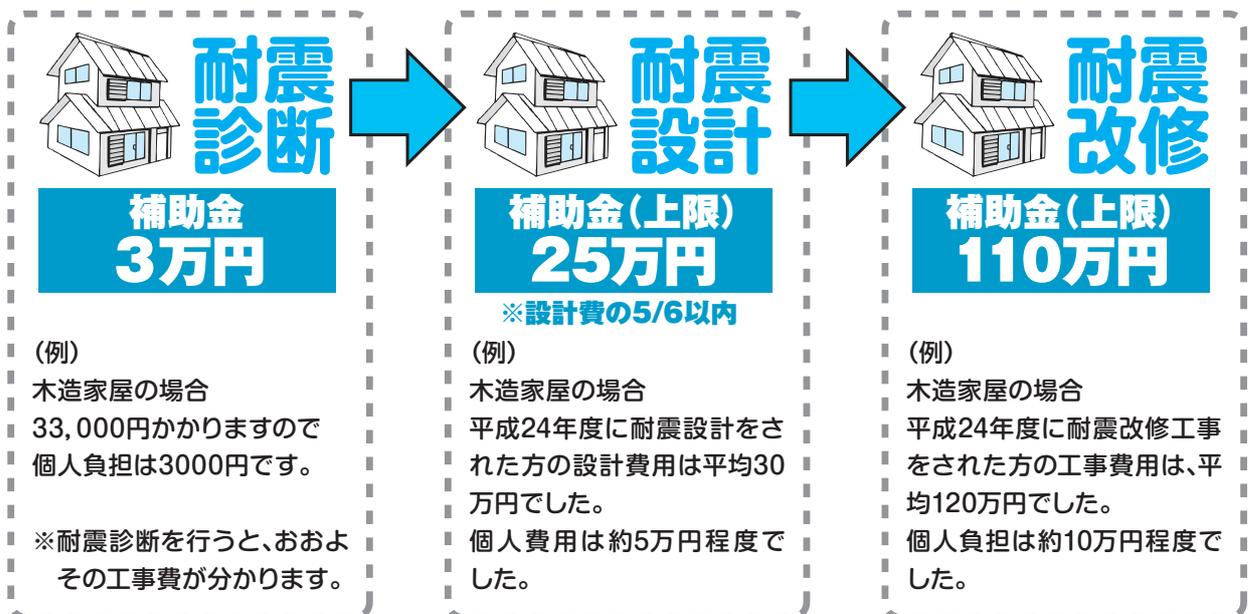
そのため、当町では、南海地震対策のひとつとして住宅の「耐震診断」「耐震改修」「耐震改修工事」の事業を支援しています。

地震・津波から避難するには、まず皆さまが住んでいるご自宅の耐震化が必要ですので、お気軽にお問い合わせください。

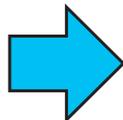
○住宅耐震改修事業について

対象 昭和56年5月31日以前に建てられた、木造・非木造家屋(居宅であること)

申請者 対象住宅の所有者



○ブロック塀等の改修事業について



補助金(上限) 20万円



地震・津波等から避難する対策として避難路を確保するために、ブロック塀等の改修事業を実施しています。

地震時に倒壊の危険のあるブロック塀等の撤去や改修にかかる費用に対して補助をするものです。事業を実施するにあたっては、建築士による判定調査が必要になります。対象は、避難路に面しているブロック塀等(無筋・控壁、レンガ造、石積みを言います)が対象となります。

● お問い合わせは、奈半利町役場総務課まで(38・4011) ●



地震に「自信」を！

あなたは地震、津波などの災害に備えて準備をしていますか??

地震への備えはまったなし！今すぐ☑チェックしてみましょう！

○普段からの対策として…

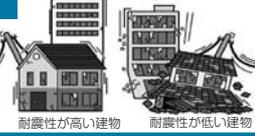
- 1 家具などの転倒、落下防止をしていますか？
- 2 地域の防災訓練に積極的に参加していますか？
- 3 地震発生時、慌てずに行動できるように家族で「避難場所」、「連絡方法」など、事前に話し合っていますか？
- 4 非常持出品（懐中電灯、ラジオ、電池、ヘルメット etc…）の準備をしていますか？
- 5 家の「耐震診断」を受けていますか？
- 6 あなたの住む地域で発生が予想される災害、被害について知っていますか？
- 7 昔起きた地震について勉強をしたことがありますか？

0		[震度0] 人は揺れを感じない。
1		[震度1] 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2		[震度2] 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。
3		[震度3] 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

—地震の震度と揺れ等の状況（概要）—（出典：気象庁）

自分の地域の震度と揺れの状況を見て、家やブロック塀の耐震化、家具の固定に取り組みましょう。

震度と揺れ等の状況

4		震度 4 ◎ほとんどの人が驚く。 ◎電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。 ◎座りの悪い置き物が倒れることがある。	
5弱		震度 5 弱 ◎大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 ◎棚にある食器類や本が落ちることがある。 ◎固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	
5強		震度 5 強 ◎物につかまらなさと歩くことが難しい。 ◎棚にある食器類や本で落ちるものが増える。 ◎固定していない家具が倒れることがある。 ◎補強されていないブロック塀が崩れることがある。	
6弱		震度 6 弱 ◎立っていることが困難になる。 ◎固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 ◎壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 ◎耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	
6強		震度 6 強 ◎はわないと動くことができない。飛ばされることもある。 ◎固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。 ◎耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。 ◎大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。	
7		震度 7 ◎耐震性の低い木造建物は、傾くもの、倒れるものがさらに増える。 ◎耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。 ◎耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。	

事前の備えが大切です。
できることから実行を！！

中芸広域連合消防本部 予防係
TEL 38-2643



対策しないと、全部壊してやるぞー！
どーん！！



じしんまん
©やなせたかし



40歳～74歳の国保被保険者の皆様へ

特定健診のお申し込みはお済みでしょうか？

特定健診は、生活習慣病をより効果的に予防するための健診です。
ぜひ年に1回受診して、ご自分の生活習慣を振り返るきっかけにしてください。

健診費用は
無料です。

■対象者 奈半利町国保加入者で今年度(平成26年3月31日時点)に40歳～75歳になる方
※75歳になる方は誕生日の前日までに受診してください。

■集団健診 ▶とき 7月4日(木)、7月5日(金)、12月1日(日)※午前のみ
▶ところ 奈半利町保健センター
※事前申し込みが必要です。
※中芸5力町村どこの健診会場でも受診することができます。
(平成25年度奈半利町健康カレンダーをご確認ください。)



■医療機関での受診 ▶持ち物 ①保険証 ②受診券(黄色) ③問診票

医療機関名	住 所	電話番号
いちごクリニック	奈半利町乙1628番地1	38-8815
はまうづ医院	奈半利町乙3742番地1	38-2718
南内科循環器科	奈半利町乙1831番地	38-2020

※受診される時は、事前に医療機関へご連絡ください。
※上記以外にも、高知県内の指定医療機関で受けることができます。
※受診券は、7月の集団健診終了後、受診されていない方へ個別に郵送します。それまでに受診券が必要な方は、住民福祉課へご連絡をお願いします。

75歳からは『後期高齢者医療健康診査』が受診できます

対象者▶高知県後期高齢者医療制度加入者(75歳以上、65～74歳で障害認定による加入の方)のうち生活習慣病(高血圧、脂質異常症、糖尿病等)の治療中でない方
受診場所▶中芸5力町村の集団健診会場
※事前申し込みが必要です。

●申し込み・問い合わせ先 奈半利町役場住民福祉課 TEL 38-8181
奈半利町保健センター TEL 38-3451



地域災害支援ナース育成研修 受講者募集

■対象者 地域の看護師・准看護師(会員・非会員)
■日 時 平成25年7月7日(日)9:00～16:00
■場 所 東部会場 高知県立あき総合病院(やまのホール)
■参加費 無料

※高知県内で発生する広域自然災害の際に、**地元の避難所や救護所、救護病院等で活動する看護職**を育成する研修です。現在、現場を離れている方・お仕事をされている方、一度も災害研修を受けたことがない方**看護職ならどなたでも参加できます!!**



《申し込み方法》 研修申込書A(教育冊子・HPからダウンロード)を用いて、**開催7日前までに開催場所を明記の上、下記までお申し込み**願います。また、不明な際にはお電話でも受け付けます。

●問い合わせ先 公益社団法人高知県看護協会 災害看護担当 吉村
TEL 088-844-0678 FAX 088-844-0053



ご存じですか! パートタイム労働法 Q&A

平成20年4月よりパートタイム労働法が大幅に改正され施行されているところですが、パートタイム労働者が年々増加しているなか、パートタイム労働者の雇用管理の改善についての社会一般の理解がまだ十分ではなく、法のさらなる周知徹底が求められているところです。

一般の方にもわかりやすくまとめた「ご存じですか! パートタイム労働法 Q&A」を作成しました。

例1

Q: アルバイトとして働いています。パートタイム労働法の対象とはならないの?

A: パートタイム労働法では、「短時間労働者（パートタイム労働者）」を「1週間の所定労働時間が同一の事業所の通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と定めています。

例えば、「パートタイマー」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「準社員」など、呼び方は

異なっても、この条件に当てはまる労働者であればパートタイム労働法の対象となります。

例2

Q: 労働条件通知書に昇給・賞与・退職手当の有無の記載がないのですが…

A: パートタイム労働法では、労働条件通知書の中に昇給・賞与・退職手当の有無についても明示することが義務付けられています。

●お問い合わせは 高知県労働局雇用均等室 TEL 088 - 885 - 6041



高知県U・ターン人材情報システムのご案内

高知県U・ターン人材情報システムは、高知県へのU・ターン就職希望者（県外在住既卒者）との県内求人企業の双方に、求人・求職情報の提供を行うシステムです。ホームページから申し込みができますので、ぜひご登録ください。申込書の郵送をご希望の方は下記のフリーダイヤルまでご連絡ください。

また、平成25年8月15日(木)高知会館で12時から15時まで、U・ターン就職相談会を開催しますので、ご家族やお知り合いの方にお知らせください。

●問い合わせ先 高知県U・ターン企業就職等支援センター

高知市丸ノ内1 - 2 - 20高知県商工労働部雇用労働政策課内

○フリーダイヤル 0120 - 1036 - 245 (平日9時~16時)

○ホームページ <http://ui-turn.pref.kochi.lg.jp>



平成26年3月新規高等学校卒業予定者への求人について

高知県では、産業振興計画の推進により、雇用の場の拡大に全力で取り組んでいます。

一人でも多くの若者が地元で働くため、来春の新規高等学校卒業予定者の積極的な採用と、ハローワークへの求人の早期提出（6月20日から受付開始）をお願いします。

●問い合わせ先 高知県雇用労働政策課 TEL 088-823-9766



第56回 金婚夫婦祝福式典のご案内

今年も9月1日の佳日に高知新聞社、RKC高知放送、高知新聞社会福祉事業団の主催による、「金婚夫婦祝福式典」を下記要領により実施することになりました。対象となられるご夫婦にご参加いただき、ご案内申し上げます。

資 格

昭和38年1月1日から同年12月31日までに婚姻届を出している高知県在住のご夫婦（それ以前の届け出でも初めて申し込む方は可）。

※事情により婚姻届け出が遅れた方は係にご相談ください。(TEL 088-825-4328)

申込方法

ご夫婦の戸籍抄本（婚姻届の年月日・生年月日の記入のあるもの、謄本でも可）と便箋に①氏名（ふりがな）、②年齢、③職業、④郵便番号、⑤住所、⑥電話番号、⑦結婚記念日を明記し、〒780-8666（住所不要）
株高知新聞企業 事業企画部「金婚式」係あてに郵送またはご持参ください。

申込期限 6月24日（月）まで（必着）

式典日時 9月1日（日）午後2時開始

会 場 安芸市「ホテルタマイ」



●問い合わせ先 (株)高知新聞企業 事業局 TEL 088-825-4328



全国健康保険協会(協会けんぽ)加入の 被扶養者の皆様へ

全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している被扶養者の方も、奈半利町内で実施されている集団健診(特定健診)を受診することができます。受診するには、協会けんぽが発行している「受診券」が必要となります。受診券をお持ちでない方は、受診券の発行申請が必要ですので、協会けんぽ高知支部までご連絡をお願いします。

なお、健診の予約申し込みは、事前に奈半利町住民福祉課(38-8181)にご連絡をお願いします。

●問い合わせ先 全国健康保険協会高知支部(協会けんぽ)保健グループ TEL 088-820-6020



平成25年度 銃砲刀剣類審査会実施のご案内

銃砲刀剣類所持等取締法第14条及び銃砲刀剣類登録規則に基づく審査会を実施いたしますので、お知らせします。

■審査について

- ①基準 高知県教育委員会が任命した登録審査委員が、銃砲刀剣類登録規則第4条に規定する基準に基づいて審査を行う。
- ②審査を受ける時の携行品
 - ・審査を受けようとする銃砲刀剣類
 - ・警察署で交付を受けた発見届出済証
 - ・1件につき6,300円の登録申請手数料(登録できなくても必要)

■審査日時、場所について

下記表を参考にしてください。

平成25年度銃砲刀剣類登録審査日時及び会場

6月11日(火) 7月9日(火)

8月13日(火) 9月10日(火)

10月8日(火) 11月12日(火)

12月10日(火)

平成26年1月14日(火) 2月12日(水)

3月11日(火)

時間 13:30~16:00(受付は15:30まで)

会場 高知県庁西庁舎3階会議室

(高知市丸ノ内1-7-52)

●問い合わせ先 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52
 高知県教育委員会文化財課 銃砲刀剣類担当
 TEL 088-821-4761 FAX 088-821-4548



平成25年度

戦没者遺児による

慰霊友好親善事業の実施について

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としている。

費用は、参加費として9万円。

■実施地域

(広域地域)①旧満州 ②西部ニューギニア ③アッシ島 ④旧ソ連 ⑤中国(1次) ⑥マリアナ諸島 ⑦東部ニューギニア(1次) ⑧ボルネオ・マレー半島 ⑨トラック・パラオ諸島 ⑩ソロモン諸島 ⑪フィリピン(1次) ⑫ミャンマー・ベトナム(1次) ⑬台湾・バシー海峡 ⑭東部ニューギニア(2次) ⑮ミャンマー・インド(2次) ⑯フィリピン(2次) ⑰中国(2次)

(特定地域)①ビスマーク諸島 ②西部ニューギニア ③マーシャル・ギルバート諸島

●問い合わせ先 日本遺族会事務局 TEL 03-3261-5521
 ●お申し込み先 お住まいの各都道府県遺族会へ



国際交流員

ジェシー・デカートレイ

G'day mate!

グッダイ・マイト!(オーストラリアの独特な挨拶です)

ひんやりとした空気が消え、いよいよ心地の良い春の温かさが訪れました。寒さが一番苦手な私にとっては、とてもありがたいことですが、昨年の8月に奈半利町に着任したため、いまだに奈半利町の本格的な夏を味わったことがありません。年中乾燥しているオーストラリアから来た私は、日本の湿度の高さに驚くことが多く、現在4月の中旬にもかかわらず汗をかくことが多くなってきました。今は奈半利町の夏を楽しみにしながらも少し不安を感じています。

私は奈半利町の各学校の卒業式が終わった直後にオーストラリアへ12日間帰省していました。まだ奈半利町での生活を始めて1年も経っていないのに母国へ帰省したため、特に大きな変化がなかったのですが、少しびっくりさせられたことがありました。それは「逆カルチャーショック」でした。しばらくの間海外で生活し、最初は異常に感じた異国の習慣や文化に慣れていくにつれて、母国の文化がやや不自然と感じるようになることが、「逆カルチャーショック」です。

まず、最初に驚いたのは父親が毎晩作ってくれた料理の量です。奈半利町の子どもたちの栄養必要量を満たすために栄養バランスなどを綿密に計算された上で提供される給食に慣れた私は、皿に盛られた300gのステーキ、マッシュポテト、サラダが現れたとき「いったい何カロリーあるのだろう?」という疑問がふと頭に浮かびました。オーストラリアでは、「meat and 3 vegetables」ということわざがあり、1種類のお肉に対して必ず3種類の野菜を出すという決まりがあり、特に牛肉やラム肉のような赤身の肉は脂肪分が高いのにもかかわらず、たんぱく質と鉄分が多いため、オーストラリアでは1週間に赤身の肉を3度食べることを推奨されています。

次にびっくりしたのが、時間の守り方の違いです。友達と待ち合わせをしていて、私が約束の時間に待ち合わせ場所に着いてみると、友達はそこにいなくて結局20分ほど遅れてからやってきました。日本の生活による時間厳守の重要性を実感するようになった私は、遅刻した友達を少し叱ろうと思った時に、この点も文化の違いの一つだということに気づきました。オーストラリアを含めて西洋では、「fashionably late」(粋な遅刻)という表現があり、歓迎会や友達との待ち合わせの場合、決まった集合時間よりも少し(10分~20分)遅く訪れることが通例なのです。

その理由は曖昧かつ複雑なのですが、例えば西洋で、とある人がホームパーティーの主催者となり、「18時から開始する」と友達に伝えるとします。誘われた友達は主催者の準備の邪魔となって迷惑を掛けたくないため、わざと10分~20分ほど遅れて到着するはずですが、つまり、元々「fashionably late」は主催者を困らせないために生まれたマナーの一つだったのですが、最近ではどのような場合にも遅刻の言い訳として使われるようになったように思います。オーストラリア人に「なぜそういう習慣があるのですか」と尋ねたら「とにかくあるから」と不満な答えにしか出そうにありません。(笑)

前号の記事でイースターについて書きましたが、平成25年4月20日の土曜日に「奈半利でイースターを楽しもう!」というイベントを開催しました。当日は15人の小学生が参加をしてくれ、さらに田野町CIRのディーンさん(ニュージーランド出身)、馬路村CIRのベンジャミンさん(イギリス出身)、安田町ALTのジェイドさん(カナダ出身)、そして奈半利中学校3年生の6人がボランティアとして手伝っていただきました。参加人数はやや少なかったのですが、かえってそのおかげで参加者一人ひとりがイースター風のもの作りやゲームを通じて、外国の方、先輩である中学生たちと密に接することができて、とても貴重な体験となったのではないかと思います(イベントの最後の「卵探し」でチョコレートがたくさんもらった小学生の顔が嬉しそうでした!)



高知東海岸を走るごめん・なはり線

2013 TOSAKURO
第3回

フォトコンテスト

応募締切
平成25年 7月19日(金)(必着)

平成14年7月1日に開通し、今年開業11年目を走り出した『ごめん・なはり線』は、南国市の「後免駅」から奈半利町の「奈半利駅」までの42.7kmを20駅で結んでいます。各駅には高知県出身のやなせたかし氏がデザインしたキャラクターがあり、『オープンデッキ車両』の運行や、『阪神タイガース応援列車』など全国的にも珍しい列車が走っており、生活路線のみならず観光路線として運行しています。

小さなお子さまから年輩の方にまで愛される『ごめん・なはり線』、あなたにしか写せない一枚をぜひこの機会に！

テーマ

ごめん・なはり線沿線にて撮影された写真であること。

サイズ

ワイド4切横。(254×365)

※カラー・モノクロは不問。

※パネル張り及び合成加工は不可。

応募点数

30枚(30枚を超える応募があった場合は、事前に当社で審査いたします)

作品展示場所

ごめん・なはり線 安芸駅改札口前付近

【展示期間：平成25年8月1日～9月30日まで(予定)】

応募規定

- ①応募作品は未発表作品に限ります。
- ②応募作品の裏面に下記の応募票に必要事項を記入の上、必ず添付して応募してください。
- ③応募作品の撮影期間は問いません。
- ④プリント出力した上で応募してください。入賞作品にはネガ・ポジ・またはデータを提出していただきます。

審査

ごめん・なはり線 お客さまの投票で決定します。
(展示期間中、安芸駅改札口付近にフォトコンテスト投票用紙・投票箱をご用意しております)

表彰

- 最優秀賞 1点(賞状・副賞)
優秀賞 2点(賞状・副賞)
佳作 3点(賞状・副賞)
★応募者全員に参加賞があります

表彰式

平成25年10月『鉄道の日イベント内において』

その他

- 応募作品は返却できませんのでご注意ください。
- 応募作品の肖像権プライバシーの侵害には十分ご注意ください。主催者では責任を負いかねます。
(問題が発生した場合、責任・解決は応募者において解決してください。土佐くろしお鉄道株式会社は一切関与しません)
- 応募作品の著作権は主催者に帰属します。入賞作品は、主催者ホームページ、パンフレットなどの宣伝媒体に掲載する場合があります。
- 入賞作品の掲載や作品展では、展示作品の全てにおいて名前と都道府県・市町村名を掲示させていただきます。あらかじめ御了承ください。
- 応募にかかる費用は、応募者の負担となります。
- これらの条件に反した場合、入賞決定後でも事務局が不相当と判断した場合、入賞の取り消しまたは賞の返還を請求することがあります。
- 当チラシは当社のホームページ(<http://www.tosakuro.co.jp>)よりダウンロードできます。

お問い合わせ・お申し込み先

〒784-0010 高知県安芸市東浜300-4

土佐くろしお鉄道株式会社 TEL:0887-34-8805

平成25年度慰霊巡拝の参加募集について

平成25年度慰霊巡拝の参加者を募集しています。

政府は昭和28年から戦没者遺骨の収集に努力を重ねてきたところですが、本事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であることから、遺族の要望にこたえるため、旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者を対象として、慰霊巡拝を行うこととする。

<実施地域>

- ①クラスノヤルスク地方 ②アルタイ地方 ③モンゴル ④ハバロフスク地方
- ⑤沿岸地方 ⑥中国東北地区 ⑦硫黄島(1次) ⑧インドネシア
- ⑨ビスマーク・ソロモン諸島 ⑩硫黄島(2次) ⑪東部ニューギニア
- ⑫ミャンマー ⑬フィリピン ⑭硫黄島(3次)



お問い合わせ先

詳細については奈半利町住民福祉課 慰霊巡拝担当まで。



短歌

ジヤガ芋を掘りてあらはる虫は何
 蟬の赤子は心臓うごく
 仙頭卯市

やさしい町は春の真中
 手嶋和子
 八十路来て紅さす気持ちさうきと
 島村 昭
 今を楽しみ仕事忘れる

つゆ草

店の客みなほめてゆく燕の子
 セツ子
 田の準備始まりし里夜の蛙
 いさみ
 居酒屋のメニュー地物の初鯉
 いくよ
 苗代の泥田に足を取られけり
 つね子
 柿若葉ジャズの聞ゆる道帰る
 とし子
 空澄みて来島海峡初夏の海
 さち子

那波の会

核兵器にしがみつくと国もえる夏
 利 房
 蟹工船多喜二もびつくりこの人気
 美 集
 童顔が頑固者にも見え隠れ
 美 恵
 獲りたてのきゅうりをかじる朝の膳
 昭
 句読点打ったび私強くなる
 玲
 初任給孫から貰うおこづかい
 美智子
 自給率言うて気になる休耕田
 純 子
 教員汚職へ酒が嗜みつく台所
 故・酔客

おもろいび

氏名 生年月日 性別 父 母 地区名

小笠原 颯真	H 25・3・12	男	直也	優美子	樋ノ口
小松菜々美	H 25・3・28	女	和也	智香	港町
太細 晴翔	H 25・4・3	男	亘	友里	生木
林 春磨	H 25・4・3	男	祐	梓	立町

お悔やみ

氏名 死亡年月日 性別 年齢 地区名

前田 久夫	H 25・3・28	男	74	横町
田渕 豊子	H 25・3・31	女	79	六区
山下 志生	H 25・4・9	男	54	百石
利岡スズ子	H 25・4・12	女	89	愛光園
安部須満子	H 25・4・19	女	81	宇川
松岡 艶子	H 25・4・23	女	78	平
國貞 昭子	H 25・4・29	女	80	樋ノ口
西尾佐代子	H 25・5・3	女	73	上長田
西山喜代光	H 25・5・6	男	77	生木

★謹んでお悔やみ申し上げます



奈半利町 食生活改善推進員

私たちの健康は、私たちの手で

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンにお向かいさん、お隣さんと健康づくりのための世話役、案内役として元気で活力のある健康なまちづくりを目指しています。

私たちの活動を紹介します!!

- 保健センターなどで、食生活改善のための料理教室を開催しています。
- おやこ料理教室や男性の料理教室・高齢者の料理教室を開催しています。
- 地域の伝統料理・郷土料理やバランスの取れた食事を地域の皆様にお知らせする、食育啓発活動を行っています。
- 町等主催の事業（健康ウィークなはり・高齢者のミニデイ）に協力し、食育を推進しています。
- 他にも保育所・幼稚園・小中学校の『食育推進』に関する様々な活動を行っています。



育ち盛りの子どもたちに、おいしくて栄養のある食事を作ってあげたい!!



最近、メタボが気になって…



いつまでも元気でいたい!!

いろいろなお声をお聞かせください。そんなお声をもとに教室を計画しています。今年度も子どもから高齢者まで、健康づくり料理教室を計画しています。広報や折り込みちらしでお知らせしますので、ぜひ参加して、心身ともに健康な体づくりを体験してみませんか。

奈半利町食生活改善推進協議会の窓口
奈半利町保健センター ☎ 38-3451



中学校 だより



奈半利中学校の2年生は、4月16日(火)から19日(金)まで、沖縄へ修学旅行に行ってきました。

3泊4日の修学旅行では、平和学習・文化体験・マリン体験・世界遺産見学など、様々なことを学び、体験をしてきました。

修学旅行のコースは、以下のとおりです。

○1日目…旧海軍司令部壕、ひめゆりの塔・資料館、平和祈念公園・平和の礎

○2日目…轟壕見学、おきなわワールド、道の駅「嘉手納」・嘉手納飛行場

○3日目…美ら海水族館、もとぶ元氣村(マリン体験)

○4日目…首里城、国際通り散策

中学2年生 沖縄の自然と名所を満喫した修学旅行

